

平成25年労第580号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市に所在し、鉄筋加工業を営むC会社に雇用され、鉄筋加工の業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日午後2時頃、同社工場内においてベンダー曲機を使用する鉄筋の加工作業中、同機と鉄筋の間に両大腿部を挟まれて転倒し、負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同日、D病院に受診して「両手打撲傷、両大腿打撲傷、腰背部打撲傷」と診断され、その後同年〇月〇日E病院に受診して「腰背部打撲傷、大腿部挫傷、大腿部打撲傷、胸部打撲、頸椎捻挫」と診断され、さらに、同年平成〇年〇月〇日F診療所に受診して「両大腿打撲、両大腿筋挫滅」と診断され、加療の結果、平成〇年〇月〇日治癒となった。

請求人は、治癒後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害が労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認定し、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却し

たので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第12級を超えるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 障害補償給付の対象となる障害の程度の考え方は、旧労働省（現厚生労働省）労働基準局長が「障害等級認定基準」（昭和50年9月30日付け基発第565号）（以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会もその取扱いを妥当なものと考えることから、以下、認定基準を踏まえ検討する。
- (2) G医師の診断書によれば、請求人は、負傷した左大腿部の疼痛、痺れを訴えており、筋の挫滅による左大腿筋の陥凹が認められる。したがって、当審査会としても同部の神経症状は障害等級第12級の12に該当すると判断する。
- (3) また、請求人における股関節の運動障害については、股関節自体に原因があるのではなく、大腿筋が股関節の運動の一部に関与することから、左大腿筋挫滅による筋機能障害及び疼痛等によって二次的に障害されているものと考えられる。請求人の股関節可動域の評価はH医師の診断書とG医師の診断書とで一致していないものの、大腿筋機能の低下及び疼痛のみで股関節の運動が著しく障害されるとは考えにくく、当審査会としては、G医師の診断が妥当であって、股関節の機能に障害を残すものとして障害等級第12級の7に該当するものと判断する。
- (4) 次に請求人らの左大腿部の神経症状は、股関節の運動障害から派生したもの

とは言えないとの主張については、決定書説示のとおり、大腿筋挫滅により同部の疼痛及び股関節の機能障害が残存していることから、請求人らの主張は認められず、障害等級第12級に併合するのが妥当である。

- (5) さらに請求人らは、意見書において、腰痛、腰椎運動制限等の後遺障害が認められるとし、これらの後遺障害について、障害等級第8級の2に該当する「せき柱に運動障害を残すもの」若しくは障害等級第12級の12に該当する「局部にがん固な神経症状を残すもの」と認定すべきであると主張するので、以下検討する。

認定基準によれば、「せき柱に運動障害を残すもの」とは、①頸椎又は胸腰椎にせき椎圧迫骨折等が存しており、そのことがエックス線写真等により確認できるもの、②頸椎又は胸腰椎にせき椎固定術が行われたもの、③項背腰部軟部組織に明らかな器質的変化が認められるもの、のいずれかにより頸部又は胸腰部の可動域が参考可動域角度の1/2以下に制限されたものをいうとされている。しかしながら請求人は認定基準が示す上記いずれの条件にも該当せず、「せき柱に運動障害を残すもの」とは認められないと判断する。

- (6) なお、請求人の訴える腰痛と本件災害との因果関係については、I医師が述べるように、不明というべきである。また、その症状は、請求人が身体障害申立書で述べているように、「足をかばうように歩行することで、腰痛が生じている。」というものであることから、請求人の訴える腰痛が本件災害に起因するとする明らかな根拠は認められない。本件災害の影響が放散痛として腰部まで及んだとも考えられることを考慮すれば、請求人にみられる腰痛は、G医師の診断書のとおり、「局部に神経症状を残すもの」として障害等級第14級の9に該当するものと思料するものである。

- 3 以上のとおりであるので、請求人に残存する障害は障害等級第12級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。